

第19回世田谷区農業委員会総会

日：平成31年2月25日（月）

場所：三軒茶屋分庁舎4階会議室

第19回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成31年2月25日（月）午後3時から

開催場所：世田谷区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、佐藤治雄、池亀宏、森安一、永井潔、三田浩司、高橋良治、荻部嘉也、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：佐藤満秀、上野博、田中宏和、山崎節彌、

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 湯本由美、主事 會田航

午後 3 時開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまより第19回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 議事に入ります前に、本日は佐藤満秀委員、上野博委員、田中宏和委員、山崎節彌委員が欠席されておりますが、過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、三田浩司委員、高橋良治委員、よろしく願いいたします。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

(2)の第 2 号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。第 2 号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第 4 条が 2 件、農地法第 5 条はございません。

それでは、事務局から報告を願います。

事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No.1 - 1をご覧くださいただければと思います。第 2 号議案農地法第 4 条に基づく転用届出について。

全件専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

受付番号30-4-12。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

裏面をご覧くださいただければと思います。資料No.1 - 2でございます。

受付番号30-4-13。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 何か質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、第 2 号議案は終了いたします。

次に、(3)の第 3 号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが 1 件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが 6 件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが 5 件ございます。

それでは、納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。1 件ございます。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2をご覧くださいと思います。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査されました渡邊委員、結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 2月20日に事務局2名と調査に伺いまして、相続人の さんにお会いして聞き取り等現地調査を行ってきました。

この申請については、昨年12月にも主たる従事者についての証明願の申請がございましたので、聞き取り内容はそのときのものと、あと今回、特に現地調査が 力所ございましたので、それについて報告させていただきます。

被相続人の さんは、前回も申し上げましたけれども、脊椎を痛められていたということで、直接の農作業はほとんどできないような状況だったということです。ただし、草むしり等の軽作業、作業の指示等、そういったことについては亡くなる直前までなされていたということです。農業経営につきましては、相続人の さんと さん、 さんの3名が現在行っているということで、 さんが主に植木の苗、野菜を さんがということで、去年から野菜の方も力を入れられていました。

そんなことで、長年、植木の苗の生産がメインだったんですけども、昨年からは野菜のハウスを自宅の敷地内の畑に設置しまして、トマトとかブロッコリー、冬物野菜、葉物なんかを今回は生産されたということで、出荷は近隣の保育園へ出されているということです。植木よりはだんだん野菜の方へ力を入れられるということで、大分改造されていまして、新たに今年はサツマイモ、これも保育園の体験栽培のようです。あとは、ハウスを増設して、夏野菜なんかもかなり増産されるということです。それと、冬場もタマネギ、ネギ、春先のジャガイモといったものも今年には新たに組み込まれているということで、庭先の販売所も今年設置されまして、近隣には販売もされる予定だということです。

敷地の中に植木搬入用通路として、コンクリートになっている部分がありましたが、これらにつきましては、税務署の意向なりの確認が必要だと思いますので、その点をよろしく申し上げますと口頭では伝えてまいりました。

自宅の方の敷地の畑というのは、ここは今、車庫と物置が既に整備されておりまして、

庭先の販売所ということで、そこも一部コンクリが敷かれて、これらにつきましては当然納税猶予地から除外しての申請ということですが、まだ、本当に改造中で、図面と、あとは改造が終わったのを確認しないと我々の方の確認もきちんとできないような状況です。こちらは、税務署の方は問題ないと思うんですけども、ほかの3カ所の農地につきましては一部確認をとっていただくようお願いしました。

事務局から何か追加がございますか。

事務局 事務局としても、現地を見させていただく中で、コンクリートの箇所については、植木とかを搬出するに当たって、土の状態ですと空回りして全く搬出ができない。なので、その部分については最終的に、税務署の判断になるということをお伝えしているところです。できる限り少なくしていただくという形でお話はさせていただいております。

また、さん自体は、家族で一生懸命経営されていらっしゃるということを補足説明させていただきます。

以上でございます。

高橋会長 私の家の近くの方ですが、懸命に生産緑地にしようとしてはいますので、もうちょっと様子を見ておいていただければと思います。私もできるだけアドバイスというか、注意をしていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

渡邊委員 ありがとうございます。

高橋会長 ほかに質問がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。6件ございますので順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料 3-1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この調査をされました田中宏和委員は今日お休みです。調査報告については事務局から代読していただければと思います。

事務局 それでは、事務局から田中委員の調査結果の代読をさせていただきます。

2月18日、 さん本人立ち会いのもと、事務局2名と一緒に調査してまいりました。耕作は主に さんのみで行っておるところでございます。

畑の様子につきましては、現在、冬野菜が終わり、畑をならしている状態で、これからキュウリ、トマトなど、夏野菜の準備に入っているというところでございます。肥培管理としては良好と言えます。出荷先としましては、主にJA生産部の即売会でございます。また、近所の幼稚園向けにジャガイモ掘り取りの体験も行っているということでございます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。これについてご意見、ご質問があればお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見はないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料No.3-2、3-3をご覧ください。2件目、3件目につきましては、被相続人が同一で、相続人が被相続人に対する 、 であるため、続けて事務局説明を行わせていただきます。また、調査結果の報告につきましても、三田委員に続けて行っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料 3-2を読ませさせていただきます。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

なお、備考欄のところを読ませさせていただきますと、 m²の生産緑地を2名で共有していらっしゃいます。その内、相続人の持ち分2分の1のみを相続税納税猶予を適用しているということでございます。

続きまして、今度は資料 3-3に移らせていただきます。同じく第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

同じく備考欄になりますけれども、 m^2 の生産緑地を2名で共有していらっしゃる。相続人の持ち分2分の1のみ納税猶予を適用していらっしゃいます。なお、補足説明させていただきますと、平成27年に さんが亡くなられ、生産緑地 m^2 について さん、 さんが各々の持ち分2分の1ずつを共有で相続を受けた際に、相続税納税猶予を申請されたということでございます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました三田委員、調査結果をよろしく申し上げます。

三田委員 2月20日に事務局2名の方と一緒に現地に行ってまいりました。

これは、私の家の近所なので、いつもたくさん野菜が生産されているのはよく見ているところなんですけれども、営農は主に さんが行われています。 さんもお高齢ということもあって、草むしりを中心にできる範囲でやっているのが今の現状だそうです。

農地ですけれども、今現状はちょっと残っている野菜、エンドウとかコマツナ、ブロッコリー、ニンニク、タマネギが植わっていますけれども、かなり野菜はとってしましまして、先日ジャガイモの植えつけが終わったということ、そのところはもう既に植えつけが終わっていました。そのほかのところはまた春野菜の準備をしているような状況です。実際に、肥培管理は常に毎日見ているのできちんとやっているということはあるんですけれども、気になるところは、事務局とも一緒に申し上げたんですけれども、やはりハウスがあって、その中が物置状態になっていると。これは納税猶予を受けていますと、税務署の方からいろいろ注意を受けるかもしれませんよということをお願いしておきました。

公園からポニーのふんを持ってきて堆肥を作って使われて、熱心にやられており、いつもすごくたくさん野菜を作っている方なので、非常に良好ではないかと思っております。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。まず、2件目についてご意見ございますか。

高橋(良)委員 両方なんですけれども、 m^2 の生産緑地を2名で共有して、半分だけ納税猶予としているという、余りメリットがないようなやり方になっていると思うんですが、事務局は、本人に対して意見とかこうだよとか、そういうものは言っているんです

か。

事務局 基本的に、半分を分筆して相続税納税猶予を受けるというやり方と、今回の案件である共有で一体として受ける、この2つのやり方があるかと思いますが、どちらが良いかということについては、相続を受ける方で判断される話なので、事務局として基本的には案内しておりません。

ただ、これから先、改めて相続が発生してしまったときのことを考えると、分筆した上で相続が発生したときに納税猶予を受けの方がいいのかなと思うことはあります。

高橋（良）委員 でも、それに対しては何も言っていないんですね。

事務局 言うことはできません。

高橋（良）委員 というのは、一連の土地で、2分の1の納税猶予って、結局全部納税猶予を受けているのと同じ考え方になっちゃうので、そういうのが何かうまく教えてあげないと向こうもちょっと困るんじゃないかと。

事務局 相続を受けるに当たりまして、この方については独断で決められるわけじゃなくて、税理士なり、専門家とご相談されながら進めていらっしゃると思うので、出されたものについて私どもはお受けするという立場にいるので、そこまで口出しはできないというところでございます。

高橋会長 ご自信の判断にもなりますので、その辺を承知しておいていただきたい。

ほかにご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

高橋会長 それでは、2件目、3件目ともに証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは、2件目、3件目ともに証明書を発行することといたします。

次に、4件目を事務局から説明願います。

事務局 お手元の資料No.3-4をご覧いただければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

高橋会長 調査されました橋本委員、結果の報告をお願いいたします。

橋本委員 2月20日に事務局2名と さん立ち会いのもと調査いたしました。

農業は主に さんが行っており、 さんが今体をちょっと壊しているようで、余り手伝っていないということで、主に さんがやっていたらということでした。ちょうど行ったときには秋冬の野菜の収穫が終わってマルチが残っているという状態で、そこで作っていたのがカブ、コマツナ、ネギなどです。あと、切り花もちょっと作っているようでした。夏にはトマト、ナス、キュウリなど、その他いろいろ作っているということでした。販売方法につきましては、庭先の販売と畑の無人販売、この2カ所で全部販売しているということでした。

肥培管理につきましては、農地の周りにちょっと草があったので、これをきれいにして下さいと言いましたところ、すぐにきれいにすると答えていただきまして、後日私が通りかかったら、本当に草をむしっていらっしゃいましたので、やっているなと思った次第でございます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目、よろしく申し上げます。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-5をご覧いただければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました池亀委員、結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 2月18日に事務局2人と一緒に現地に赴きました。立ち会いは さんに対応していただきました。畑の方は、 さんはほとんど指示だけで、主に さんが行っております。作物は冬物のダイコンだとかコマツナが多少残っているような畑の状態でございます。販売は、自宅の前の直売所とJAのファーマーズマーケットで売っているとい

うこととございました。それと、この方は3年前のときと比べまして、畑の隅っこというか、一番角のところに直売所を建てるということで、坪ほど納税猶予を外しまして、3年前の平米数から比べますと㎡減った状態になっているかと思えます。これについて遡り云々でやはりそこそこのお金を税務署に払った経緯があるかと思えます。先ほどから、コンクリを敷いているとか、種々問題かと思えますけれども、調査云々が入ったときにはその可能性はかなり高いですから、その旨を言って、その部分を外してもらって、納税猶予から外しているような状態とさせていただきます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-6をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、再び池亀委員、調査結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 同じく2月18日に事務局2人と一緒に現地に赴きました。立ち会いは、相続人のさんとさんとでいろいろお話を聞かせていただきました。

農業経営は、さんご夫婦とさんご夫婦で、これは2回に分かれていて、その一部が今回の申請地で、まだ畑全体では反ぐらいあるのかな。ご家族皆さんでやられておられます。畑の状態は、もうこの時期なので、秋のものも終わって、今のところは何もないような状態とさせていただきます。販売としましては、道沿いに野菜の機械お金を入れるとオープンするやつが7、8台置いてありまして、こちらの方はJAのファーマーズには加入していなくて、その自宅の前だけで販売しているような状態とさせていただきます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。何かご意見ございますか。

田中（光）委員 自販機が置いてある場所、土地は、納税猶予を受けている土地なんですか。

事務局 今、田中委員のおっしゃった、自販機の部分が納税猶予に入っているか入っていないかということですが、今日の調査以外の生産緑地については、また改めて納税猶予のところでは案件として出ることになりますけれども、自販機の部分については納税猶予には入っていないところがございます。

高橋会長 ほかにないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。

5件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧くださいと思います。特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

本件、特定農地貸付法の関係になりますけれども、昨年12月の総会におきましても皆様にご審議いただいた案件でございますので、根拠法律、また詳細の説明は割愛させていただければと思いますが、現状では、区が宅地化農地を区民農園として土地所有者様から新規、継続も含めお借りする際の根拠となる法律が特定農地貸付法であり、今回につきましても世田谷区内の区民農園を継続して借り受ける案件についてご審議をお願いします。

なお、裏面をご覧くださいと思います。平成31年3月1日現在の区民農園の一覧について参考までに掲載させていただいています。21園925区画が世田谷区内の区民農園としてあるということでございます。

こちらを御紹介する中で、今回、この中の一部、5カ所となりますけれども、継続ということで案件が出てきていますので、表面に戻りまして、5カ所あわせてのご審議をよろしくをお願いします。

それでは、本題に入らせていただきます。資料 4、第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

（事務局より申請内容などについて説明）

なお、現地調査につきましては事務局にて行わせていただく中で、1区画当たり15㎡、園の中には物置、手洗い場、簡易な日よけベンチを備えているということで、募集期間、貸付期間、適切な利用方法など、農地の状態も問題ないことをご報告させていただくところでございます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について意見がありましたら、お願いいたします。

高橋（良）委員 ファミリー農園という場合だと、最低面積はどのぐらいからやっているんですか。

事務局 ファミリー農園となりますと、法律上では最低面積という定めはございません。ですが、世田谷区として農地をお借りして、開設するに当たりましては、基本的に1区画15㎡、また、それにプラスして先ほど申し上げた手洗い、もしくは倉庫とか共用部分、あと自転車置き場などの部分についても基本的に設けさせていただき、やはり一定以上の広さがあることをお願いしているところで、30区画ぐらい設けることを希望します。そういう話になると、少なくとも大体500㎡ぐらいは必要でございます。ただ、形状もあるかと思いますので、適宜ご相談させていただきたいと思えます。

高橋（良）委員 少なくとも一応相談には乗るということなんですね。

事務局 はい。

高橋会長 ほかにないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で、特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の平成31年4月の総会日程（案）についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5、平成31年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時につきましては、3月28日木曜日午後3時から、会場は区役所第2

庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

4月の開催日時につきましては、4月25日木曜日午後3時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎5階の会議室で開催される予定となっております。ご確認をお願いできればと思います。

また、5月以降、来年3月までの総会開催予定も提示させていただきました。開催日時決定につきましては2カ月前の総会にて行うということになりますが、現時点での予定もあわせてご確認いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、裏面をご覧くださいと思います。東京都農業会議主催の主要行事日程を提示させていただきました。出席対象者欄にて該当行事をご確認いただき、ご都合のつく限り、ぜひともご出席いただきますようお願いいたします。なお、東京都農業会議主催の行事につきましては、行事開催ごとに事前に文書にてご案内いたしますので、ご承知いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ご質問がありましたら、お願いします。

(農業委員の任期等に関する質疑応答。以下概略)

- ・現農業委員の任期は来年の7月29日までの3年間である。
- ・当該期間において、一身上の都合等により農業委員を辞める場合は、区長及び農業委員会会長あて辞任届を提出して同意を得ることが必要である。
- ・農業委員の欠員が生じた場合は、推薦元より候補者を挙げていただき、評価委員会にて審査し、議会の同意を得て補充を行う。
- ・補充による農業委員の任期は、現農業委員と同様に来年の7月29日までとなる。
- ・農業委員会等に関する法律が改正され、従来の選挙等による選出方法から変更されたことにより、今期から農業委員の要件は、農業に識見があれば、農地を所有していなくても良いことになっている。

高橋会長 ほかにございますか。

それでは、4月の開催日時については原案のとおり決定済みでよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、開催案どおりに決定します。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼について、協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6 - 1をご覧くださいと思います。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回1月31日に開催されました第18回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。翌開庁日の2月1日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買い取り申し出はなしという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

それでは、資料 6 - 1でございます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

続きまして、資料No.6 - 2に移らせていただきます。同じく、生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。重複する部分については割愛をさせていただきます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 何かご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がなければ、この件は終了いたします。

次に、(3)の「世田谷区農業振興計画(案)」に対する意見についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料 7をご覧くださいと思います。「世田谷区農業振興計画(案)」に対する意見についてということで、ご依頼がございます。

まず、世田谷区農業振興計画につきましては、今月の総会のご案内をお送りした際にも皆様に資料を同封させていただきました。昨年9月にこの計画に関する素案について、本総会において御意見を伺い、その後においても関係機関の意見を頂戴しながら、このたび農業振興計画の案ができ上がったので、御意見があればということで、今回協議事項として上げさせていただいたところでございます。表紙の下の方に枠でくくって、参考ということでおつけさせていただきましたが、農業経営基盤強化促進法の抜粋という部分で、第6条の「4 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」ということで、今回、農業委員会の農業委員の皆様にもご意見を頂戴したいということで、この意見書の依頼文書を出させていただいたところでございます。

それに基づきまして、別添のとおり、A3判の概要、振興計画（案）について、今月の総会のご案内及び今日も添付させていただき、中身をご確認いただき、ご意見等あればということで上げさせていただきました。

なお、資料7、1ページをおめくりいただければと思いますけれども、世田谷区からの案に対する農業委員会の回答案をお示しさせていただきました。回答内容として、記の下の部分になりますけれども、意見なしということを経験という表現にはなりますが、世田谷区農業委員会としましては、この計画案の内容に異論はございません、計画の実現に向けて、関係団体との協力、連携の上、支援してまいりますという形での回答とさせていただいたところでございます。何かご意見等ございましたらいただければということでございます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 何かご意見がありましたら、どうぞ。

菅沼委員 概要版のほうの太文字は、10年計画で新規にやる事業ということですか。

事務局 そうです。

菅沼委員 それから、10年計画なので、5年たったら中間で見直し案もあるということによろしいですか。

事務局 お話のとおりでございまして、10年とスパンが長いということもありますし、また、農業の方は国も含めまして大きく変わっているところもございまして、ある程度の段階とか、5年位が目途になりますが、また、法律等が整備されたということがありましたら、適宜見直していきたいと考えてございます。

菅沼委員 それからもう1点。生産緑地法が変わったので、新しくこの中に入ってきていることが多くなっている。生産農地が新しく貸し借りだとかができるようになったじゃないですか。

事務局 生産緑地に関して新しい制度ができて、貸借法とかそういったものが出てきているんですが、こちらの方も当然この中に反映させていただきながら進めさせていただいています。特に、農地を守ろうといった中に生産緑地の貸借の話、また、それに伴う取り組み方法とかも少し触れさせていただきながら進めさせていただいているところでございます。

高橋会長 ほかにございますか。

この（案）というのはいつ取れるんですか。

事務局 本日、この農業委員会総会でご意見なし、ご同意いただけるということの後のスケジュールになりますけれども、最終的に東京都の同意を得なければならないので、東京都の同意を得た後に(案)が取れます。3月末の予定になりますけれども、(案)が取れた状態で4月に公表していく形で予定を組ませていただいています。

本件につきましては、各農協様にもご意見を頂戴したところでございまして、いろいろとご協力いただきましてありがとうございます。

高橋会長 ほかにないようでしたら、この件は終了といたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)まで報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.8をご覧くださいと思います。「農作業体験塾(春)」の開催についてのご案内でございます。

農作業体験塾の概要を簡単に申し上げますと、生産者と区民が交流し、種まき、苗の定植から収穫、出荷までの一連の農作業を体験することで農業サポーター制度につなげるとともに、世田谷農業について理解を深めていただくことを目的として設立された制度でございます。

今回におきましては、南烏山にございます高橋農園ほか4園にて開催のご案内をすることでございます。なお、生産種別、開催日時、募集人数、参加費などにつきましてはご覧のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。周知方法につきましては、3月1日発行の「区のおしらせ せたがや」及び区のホームページに掲載するというところでございますので、ご承知いただければと思います。

続きまして、資料No.9に移らせていただきます。ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催についてのご案内でございます。

今回につきましては、千歳台にあります福田農園ほか4園にて開催されるということで5園について開催のご案内をすることでございます。開園日時、料金、募集組数、申込方法につきましてはご覧のとおりでございます。周知方法につきましては、3月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて掲載するので、ご承知いただければと思います。

続きまして、資料10に移らせていただきます。女性農業者セミナーの開催について(お願い)ということで、東京都農業会議から農業委員会の方にご紹介、お願いがあったので、皆様に周知させていただくところでございます。

ページをおめくりいただきまして、橙色の紙をご覧くださいと思います。東京アグリマネジメントスクール、女性農業者セミナーのご案内でございます。「新しい都市農地制度と税のはなし」を題材として、女性農業者セミナーが開催されるということでございます。日にちは来月3月13日水曜日、午後1時半から4時まで、JA東京南新宿ビル3階にて開催されます。第1部としましては、今申し上げましたとおり勉強会「都市農地に関する税制や新たな法制度について」、第2部としてフリートークということで開催されます。もし、女性の農業者の方がいらっしゃいましたらご周知いただき、申し込みされたいという方につきましては、直接、東京都農業会議の方にお申し込み下さいというご案内でございますので、ご周知、ご紹介をよろしく申し上げます。

続きまして、資料 11に移らせていただきます。同じく東京都農業会議からになりますけれども、先進経営見学会の開催について、こちらも周知のお願いということで依頼文が届いていますので、今日ご紹介させていただきます。

1ページおめくりいただいて、紫色の紙をご覧くださいと思いますが、東京アグリマネジメントスクール、施設野菜経営見学会のご案内ということで、今回につきましては、「西多摩地域の先進的な施設野菜経営」ということで、3月15日金曜日に開催されます。見学先としましては1番から3番までありますとおり、日の出町、羽村市の農家さんの方に行って現地を見せていただきます。こちらに申し込みを希望される方につきましては、直接、東京都農業会議の方にお申し込み下さいということでご案内させていただくものでございますので、何かございましたらご周知をよろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

それでは、農業委員会総会を終了いたします。

宍戸会長職務代理者から閉会のご挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者あいさつ)

午後4時9分閉会